

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 5 月 2 3 日

東京地方検察庁立川支部検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁立川支部 令和 7 年第 1 号
 - 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 5 月 2 3 日
 - 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
令和 5 年 4 月 6 日
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
被告人が、宝飾品店等において、宝飾品を窃取した行為。
 - 4 対象犯罪行為（本件では指輪の窃取行為）が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - ・ 犯行の手口
宝飾品店等において、品定めをする客を装って店員に複数の商品をショーケースから取り出させるなどした上、店員の目を盗んでこれらの商品のうち一部を窃取するという手口。
 - 5 開始決定の時における給付資金の額 金 50 万 9,802 円（令和 7 年 4 月 1 8 日現在）
 - 6 支給申請期間 令和 7 年 5 月 2 3 日から令和 7 年 7 月 2 2 日までの間
 - 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 裁判所名 東京地方裁判所立川支部
 - (2) 裁判年月日 令和 6 年 1 月 31 日
 - (3) 確定年月日 令和 6 年 2 月 15 日
 - (4) 被告人の氏名 水上 陸
 - (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)
被告人は、令和 5 年 4 月 7 日に、川崎市所在の貴金属類等の買取販売店において、事情を知らない当時の交際相手に、同人の名義で、被告人が前日に窃取した指輪 1 個を 8 0 万円で売却させ、犯罪収益等の処分につき事実を偽装した。
(罪名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
 - 8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）
〒190-8544 東京都立川市緑町 6 番地の 3
東京地方検察庁立川支部 犯罪被害財産支給手続担当
電話番号 042-548-5055（代表）内線 487
- 上記 3 の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分には、この公告があった日の翌日から起算して 30 日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（東京地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記 8 のとおり）。

- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（東京地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。